

## 東京都排出量取引制度の概要

## ■ 制度内容 ■

	項目	内容
1	<b>対象事業所</b>	前年度の燃料、熱及び電気の使用量が原油換算で年間 1,500 kℓ以上の事業所。基本的には建物、施設単位 ( <b>対象事業所数：約 1,400</b> )
2	対象ガス	エネルギー起源CO <sub>2</sub>
3	<b>総量削減義務の対象者</b>	<b>事業所の所有者(原則)</b> 。但し、都に届け出た場合には、所有者に代わって、又は所有者と共同で義務を負うことが可能
4	<b>削減計画期間</b>	<b>5年間</b> 第一計画期間:2010～2014年度 第二計画期間:2015～2019年度
5	削減義務の内容	5年間の排出量の合計値を 基準排出量 × (1 - 削減義務率) × 5年分以下とする
6	基準排出量と基準排出量の変更	2002年度から2007年度までの間のいずれかが連続する3か年度の平均。どの3か年度とするかは事業者が選択可能。 床面積の増減等により基準排出量の6%以上の変動が想定される場合は、基準排出量の変更が可能
7	<b>削減義務率</b>	<b>オフィス等：8%</b> <b>工場等：6%</b>
8	トップレベル事業所	トップレベル事業所は削減義務率を1/2に、準トップレベル事業所は削減義務率を3/4に軽減可能
9	<b>排出量取引</b>	対象事業所は、自らの事業所での削減で行うか、排出量取引で削減量を調達するか選択可能。取引可能なクレジットは以下の4種
9-1	<b>超過削減量</b>	対象事業所が義務率を超えて削減できた量(2年度目から発行可能)
9-2	<b>都内中小クレジット</b>	都内中小規模事業所の省エネ対策による削減量
9-3	<b>再エネクレジット</b>	再生可能エネルギー環境価値(グリーンエネルギー証書、生グリーン電力等を含む。)
9-4	<b>都外クレジット</b>	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
10	<b>削減量口座簿</b>	<b>指定管理口座</b> ：義務対象事業所が開設(履行状況の確認簿) <b>一般管理口座</b> ：取引参加者が開設。一度、一般管理口座から指定管理口座に移転されたクレジットは、一般管理口座へ戻すことはできない。
11	テナントビルへの対応	すべてのテナント事業者オーナーの削減対策に協力する義務。大規模なテナント事業者には、テナント事業者独自の対策の計画書を作成・提出し、その計画に基づき対策を推進する義務
12	事業所の推進体制	事業所ごとに統括管理者・技術管理者の選任義務
13	検証	第三者検証により排出量・削減量の値の正確性を確認
14	<b>実効性の担保措置</b>	<b>削減義務未達成の場合、措置命令(不足量×1.3倍)</b> <b>命令違反の場合、罰金、違反事実の公表、知事による代行(費用請求)</b>